

食中毒は夏だけじゃない！

総務管理課 ☎ 0824-64-2071

ノロウイルスによる食中毒に気をつけて

先月、広島市にある食品会社が製造した給食弁当が原因とされる集団食中毒は、発症者が最終的に約2,000人にも及び、厚生労働省は過去最多と発表しました。ノロウイルスによる食中毒は冬季に流行し、おう吐や激しい下痢、腹痛などを起こします。

ノロウイルスによる食中毒を防ぐポイントや食中毒になってしまった時の対処方法を知って、予防を徹底しましょう。ノロウイルスによる食中毒予防には、正しい方法で、きちんと手を洗うことが最も重要です。



■ノロウイルスによる食中毒の症状

- ◆食後1～2日で、おう吐や激しい下痢、腹痛などを起こします。
- ◆幼児や抵抗力が落ちている人では、症状が重くなることがあります。

■ノロウイルスによる食中毒を防ぐためのポイント

1. 手洗いをしっかりしましょう

- ◆帰宅した時、食事する前や調理する前には、石けんで手を洗いましょう。
- ◆指の間やつめの間もしっかり洗いましょう。
- ◆生の二枚貝をさわったら、石けんで手を洗いましょう。
- ◆便や吐いたものをさわったら、石けんで手を洗いましょう。

2. 食中毒になった人の便や吐いたものは

正しく片付けましょう

- ◆便や吐いたものを片付けるときは、使い捨ての手

袋とマスクをつけ、ペーパータオルなどで静かに取り除きましょう。

- ◆使った手袋やマスク、ペーパータオルなどはビニール袋に密閉して捨てましょう。
- ◆便や吐いたもので汚れた床は、薄めた塩素系漂白剤を含ませた布で覆い、しばらくそのまま置いて消毒しましょう。
- ◆便や吐いたもので汚れた布は、塩素系漂白剤に浸して消毒しましょう。
(塩素系漂白剤を使うときは、表示されている使用方法を守りましょう)

3. しっかりと火を通して食べましょう

- ◆生食用以外の二枚貝を食べるときは、中心部分を1分間85℃以上に加熱しましょう。
- ◆生で食べるときは、「生食用」と表示してあるものを買いましょう。体調が悪いときは、二枚貝を生で食べるのを控えましょう。

「ご注意を」怪しい電話勧誘に!!

電話での「振り込め詐欺」や「悪質勧誘」が、いまだに後を絶ちません。広酪の組合員からも「中電(中国電力)から委託を受けた」と名乗る者が、電話口で「利用料金の伝票を用意して」、「約款が変わった」等と言葉巧みに電気料金や使用量等の個人情報や要求し、これを拒否すると「最悪の場合は、電気を止める」と脅迫まがいの電話を受けたと聞きました。これらの勧誘は、巧妙になりつつありますので、「怪しい」と思った時は、必ず最寄りの警察署または110番に通報しましょう。



水道の凍結を防ぎましょう

事業推進課 ☎ 0824-64-2072

厳寒日が続いています。この時季は水道が凍結しやすく、場合によっては漏水やパイプ・水道メーターの破損等も起こります。凍結は気温がマイナス4℃以下になった時に発生します。事前に凍結防止の対策を講じておきましょう。

※凍結の防止方法

- ①少量の水を夜中から出しておく
- ②給水管を風に当てないようにする
- ③水道に古い布等を巻き付けておく

※凍結した場合の対処法

- ①凍結した部分にタオルを巻き、上から湯をかける
- ②低温の暖房材(カイロ等)を凍結した部分にあてる
- ③ドライヤー等で温風を凍結した部分にあてる



(注意)無理に蛇口をひねると、蛇口の中のパッキンが破損してしまう可能性があります。また、凍結した部分に直接熱湯をかけると、破裂や火災の危険がありますので注意して下さい。

北海道預託育成事業

牛白血病抗体検査

「陰性牛のみ」取扱い
平成二十五年二月発送分から対象

広酪は「牛白血病」のまん延防止リスクの観点から、北海道からの乳用導入牛の着地検査において、牛白血病の抗体検査を行っております。

このほど、牛白血病の清浄化を促進するため、預託牛に関しても発着時に検査を行うこととしました。この取り扱いは、平成二十五年二月の事業着手分からの対象とし、発送前の牛白血病抗体検査で「陰性」と判定された牛のみを取り扱うことと致します。

組合員の皆様におかれましては、主旨をご理解のうえご協力を頂きますようお願い申し上げます。

(1) 申込時対応

- ① 預託候補牛の牛白血病抗体検査の実施は、各自で最寄りの家畜保健衛生所にご依頼下さい。
- ② 一頭当たり三百円の検査費用は、各自でご負担下さい。
- ③ 北海道預託申込書の提出時には、家畜保健衛生所発行の「牛白血病抗体検査通知文書の写し」を添付下さい。

(2) 牛白血病まん延防止対策

- ① 牛の診療等行為は、一頭一枚の直検手袋の使用や治療器具の一頭毎の消毒徹底、注射針の一頭一針等を徹底下さい。
- ② 分娩時、抗体陽性牛の初乳は仔牛に与えず、抗体陰性牛の保存初乳を給与し、その仔牛は七ヶ月齢頃に抗体検査をして下さい。
- ③ 搾乳時は抗体陰性牛の後に搾乳するようにして下さい。
- ④ 吸血昆虫(アブ・刺しバエ・蚊等)の活動期は防除に努めて下さい。

水質汚濁防止法に基づく排水基準遵守「総面積 200 平方メートル以上の牛房」が要件

畜産業からの排水の内、一定の要件に該当する場合は、水質汚濁防止法に基づく排水基準を守って、公共用水域への排水を行う必要があります。

そのため、水質汚濁防止法で畜産業者の硝酸性窒素の暫定(平成 25 年 6 月 30 日まで)排水基準(900 mg/l)の次回暫定排水基準の見直しに向けて、畜産農業の排水実態について、情報が限定的であるため、その実態を把握するために環境省が調査を行っています。

平成 23 年 4 月 1 日からは、畜産農業に係る特定事業場(総面積 200 平方メートル以上の牛房)においても、1 年 1 回以上、公定法により亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量が基準を超過していないか自主測定し、その結果を 3 年間記録・保存する必要があります。対象となる組合員の皆さんは適正な対応をお願いします。

平成 24 年度第 4 四半期(1 月～ 3 月) 配合飼料等価格改定幅

1) 広酪製造飼料の価格(主に TMR)

【平成 24 年度第 3 四半期との比較】
(改定幅は kg あたりの価格差)

品目名	前期比較
① 広酪コンプリート 1 号	0.3 円
② 広酪コンプリート 2 号	0.4 円
③ 広酪コンプリート 3 号	0.4 円
④ 広酪 TMR タイプ T V2	0.3 円
⑤ 広酪コンプリート 4 号	0.4 円
⑥ 広酪 TMR タイプ T	0.2 円
⑦ TMR タイプ A	0.3 円

(価格変動の主な理由: トウモロコシ、乾牧草の高騰, その他)

2) 系統組織の価格動向

【平成 24 年度第 3 四半期との比較】
(改定幅は kg あたりの価格差)

系統組織の名称	配合飼料
全酪連	据え置き
西日本くみあい飼料(株)	据え置き

3) 配合飼料価格安定基金 4,300 円発動

【平成 24 年度第 4 四半期】
通常補てん金 4,300 円/t を発動。

4) 平成 25 年度配合飼料価格差補てん金の契約

平成 25 年度の配合飼料価格差補てん金の契約を担当者が加入推進に伺います。特に昨年より飼料価格が高騰しておりますので、基金加入をお勧め致します。

来年度の契約は、基本契約と数量契約が必要となります。

掛金は 600 円/トンです。

※関連記事 23 ページ。

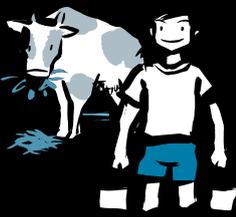
事業推進課 ☎ 0824-64-2072

**中国四国
酪農大学の
「研修農場」に
登録しませんか？**

広島県は、財団法人中国四国酪農大学校(以下「酪農大学校」という)の理事及び評議委員に就任し、県内酪農家の後継者支援に努め、後継者を含む酪農業への従事を希望する県内外の出身者を、広島県で就農又は就職機会を創設する一助として、県内の酪農家を酪農大学校の研修農場として登録する取り組みを行っています。

ついては、酪農大学校の研修農場として登録頂ける方、詳しい内容を知りたい方はご連絡下さい。

なお、研修生に対する賃金は不要で、宿泊費及び食費は受入農場で負担いただくこととなります。期限は第一次が平成二十五年一月十六日(水)、第二次は同年三月末です。



**東アジアで「口蹄疫」広がる
農場の自衛防疫を徹底！**

台湾や中国で豚の口蹄疫が継続発生しており、日本国内への侵入も懸念されます。農場への侵入防止のために、「飼養衛生管理基準」を遵守するとともに防疫対策を徹底しましょう。

なお、口蹄疫が発生している国への渡航は可能な限り自粛しましょう。

■仮に渡航する場合の留意事項

- 一 農場やと畜場などの畜産関連施設に立ち入らないこと。
- 二 肉製品等を日本に持ち帰らないこと(国内への輸入は禁止されています)。
- 三 帰国の際には、到着した空港の動物検疫所カウンターで、畜防疫官の指導を受けること。

■帰国後の留意事項

- 一 帰国後一週間は衛生管理区域内に立ち入らないこと。
- 二 海外で使用した衣服及び靴は衛生管理区域に持ち込まないこと。

■口蹄疫を疑う症状を発見した場合

速やかに最寄りの畜産事務所に連絡しましょう。

■口蹄疫の情報(ホームページに掲載)

農林水産省の「口蹄疫に関する情報」や広島県の「畜産業」で最近の発生状況等が確認できます。

酪農ヘルパー制度に係るアンケート調査結果

昨年6月に実施した酪農ヘルパー制度に対するアンケート結果についてお知らせします。

集計結果は176戸中58戸(33%)の回答が得られました。この結果は、酪農ヘルパー事業円滑化推進委員会等の協議の参考としています。ご協力ありがとうございました。

(1)酪農ヘルパー利用回数

①現状の定期利用回数を増やしたい。	15戸
②現状の定期利用回数を減らしたい。	0戸
③現状のままでよい。	41戸
④現在ヘルパー制度の事業利用をしていないが今後利用したい。	3戸

(2)現状のヘルパー員の人数

①充足しており現状のままでよい。	18戸
②充足しておらず増員すべき。	18戸
③どちらとも言えない。	17戸

(3)ヘルパー事業に対する意見・要望

①緊急時や傷病時における派遣対応の改善	11件
②提示した作業手順の不遵守、抗生剤の使用作業、搾乳開始時間の融通性、管理棟数の上限アップ等作業内容に対する内容	5件
③ヘルパー員に対する待遇改善	3件
④利用料金の低廉、指定日利用への追加料金	3件

(4)ヘルパー事業の派遣対応(複数回答可能)

①ヘルパー員に安心して業務を任すことが出来ている。	46戸
②ヘルパー員に安心して業務を任すことが出来ていない。	4戸
③定期利用の登録をしているが、定期派遣がないことが度々あった。	1戸
④定期利用の登録をしているが、定期派遣がないことがあった。	7戸
⑤定期利用の登録をしているが、利用回数以上の派遣を受けたことがあった。	7戸
⑥緊急派遣時に他人に日程を譲ったが、その代わりに派遣が得られなかったことがあった。	8戸
⑦冠婚葬祭時において、ヘルパー制度が取得出来なかったことがあった。	4戸